

仕様書

1. 業務概要

岡山市保健所からの指示を受け、市内医療機関等で採取又は検査された検体を受け取り、所定の方法により梱包したうえで、市内の地方衛生研究所へ搬送するもの。

2. 委託内容

2-1. ARI 病原体定点医療機関からの回収

- (1) 受託者は、2週間ごとに木曜日に4(1)に挙げる2医療機関から検体回収し、当日 17 時までに搬送先へ搬送すること。ただし、回収日や搬送日が祝日等の場合や、同日回収搬入が困難な場合は双方協議のうえ、搬送日程を決定するものとする。
- (2) 受託者は、指定された医療機関等において下記のとおり、検査検体を受領する。
 - ア 検体回収及び搬送時は、身分証を提示すること。
 - イ 回収時には、検体に合わせて、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票」(以下、「検査票」という。)を収集し、搬送先の職員に渡すこと。
 - ウ 梱包時には、検査検体と医療機関から受け取った検査票の「ID」を突合確認したうえで、「6. 梱包方法及び輸送」に定める方法により検査検体の梱包を行う。
 - エ 梱包にかかる二次、三次容器については、原則受託者が用意することとする。
- (3) 受託者は、事前に市に搬送日時を連絡すること。また、搬送の際には、搬送先に以前に持ち込んだ梱包資材を回収するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたってはマスク、手袋を着用するなど、感染予防策を講ずること。
- (5) 事故等の不足の事態が生じたときは、速やかに負傷者の救護、警察への通報等の必要な措置を講じた上で、速やかに岡山市保健所にも連絡すること。なお、受託者は、業務中は携帯電話を所持しておくこと。
- (6) 検体及び検査票の扱いについては、患者氏名等の個人情報外部から見えないように慎重に扱うこと。

2-2. 小児科病原体定点医療機関、眼科病原体定点医療機関、基幹定点医療機関からの回収

- (1) 受託者は、市から受託されて原則 1 週間以内に4(2)、(3)、(4)に挙げる医療機関から検体回収し、搬送先へ搬送すること。ただし、回収日や搬送日が祝日等の場合や、同日回収搬入が困難な場合は双方協議のうえ、搬送日程を決定するものとする。
- (2) 受託者は、指定された医療機関等において下記のとおり、検査検体を受領する。
 - ア 検体回収及び搬送時は、身分証を提示すること。
 - イ 回収時には、検体に合わせて、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、

五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票」(以下、「検査票」という。)を収集し、搬送先の職員に渡すこと。

ウ 梱包時には、検査検体と医療機関から受け取った検査票の「ID」を突合確認したうえで、「6. 梱包方法及び輸送」に定める方法により検査検体の梱包を行う。

エ 梱包にかかる二次、三次容器については、原則受託者が用意することとする。(3)受託者は、事前に市に搬送日時を連絡すること。また、搬送の際には、搬送先に以前に持ち込んだ梱包資材を回収するものとする。

(3)受託者は、事前に市に搬送日時を連絡すること。また、搬送の際には、搬送先に以前に持ち込んだ梱包資材を回収するものとする。

(4)本業務の履行にあたってはマスク、手袋を着用するなど、感染予防策を講ずること。

(5)事故等の不足の事態が生じたときは、速やかに負傷者の救護、警察への通報等の必要な措置を講じた上で、速やかに岡山市保健所にも連絡すること。なお、受託者は、業務中は携帯電話を所持しておくこと。

(6)検体及び一覧表の扱いについては、患者氏名等の個人情報が見えないように慎重に扱うこと。

3.実施期間

令和7年10月3日から令和8年3月31日まで

4.検体回収場所及び搬送先

検体回収場所

※対象医療機関は5医療機関あり全て市内となっている。

具体医療機関名については入札希望者に別途伝えることとする。

搬送先

岡山県環境保健センター(岡山市南区内尾739-1)

5.検体の種類・数量等

種類:感染症発生動向調査事業に基づき採取された患者の血液、尿、喀痰、鼻咽頭ぬぐい液、便、髄液、唾液等の臨床検体

数量:2-1の回収については、1医療機関あたり最大10検体

2-2の回収については、1医療機関あたり2~3検体程度(見込み)

全回収件数40件(見込み)

6. 梱包方法及び輸送

梱包方法及び輸送方法については、下記に基づいて三重包装と適切な温度管理を行いな

がら社用車等で搬送すること。

ア「特定病原体等の安全運搬マニュアル(厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策 令和5年9月更新)」

イ「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル(厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策 令和5年9月更新)」

ウ「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版(日本語版 翻訳・監修 国立感染症研究所)」

また、令和2年4月14日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について(健感発0414第6号)」及び「(別添)貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」を遵守すること。

なお、当該マニュアルは随時改訂されるので、最新のマニュアルを参照すること。

7. 委託料について

委託料の支払いについては、毎月払いとし、毎月の数量が確定した段階において、次の積算式により積算した額に消費税及び地方消費税相当を加えた額とする。

(一検体当たりの単価×検体数)+(一日あたりの回収経費※1×回収実施日数)

※1 一日あたりの回収経費については、一検体当たりの単価に 10.0 を乗じた額とする。ただし、同一検体の回収と搬送を別日に実施した場合等も同日に回収、搬入したものとして計算する。

8. 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

受託者は、契約書作成に合わせて市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

9. その他

契約書及び仕様書に定めがない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。